

秋田県公報

目 次

告示	ページ
○保安林の指定の予定(二九二・水と緑の森づくり課)……………	1
○基本測量実施の通知(二九三・建設管理課)……………	1

○能代港港湾計画の変更の概要(二九四・港湾空港課)……………	2
公 告	
○土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………	2
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………	2
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(一〇二)……………	2
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一〇三)……………	3
○政治団体の解散の届出(一〇四)……………	4
○政治団体の収支に関する報告書(一〇五)……………	4
○政治団体の収支に関する報告書の修正について(一〇六)……………	4
人事委員会規則	
○人事委員会規則八一七(職員の大学院派遣研修費用の償還)の一部を改正する規則……………	5

○人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員派遣等)の一部を改正する規則……………	5
公営企業管理規程	
○秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程(六・公営企業課)……………	5

告 示

秋田県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の第二項の規定に基づき告示する。

平成二十一年六月二十三日

秋田県知事 佐竹 敬久

森林の所在場所	郡市	町村	(大字)	字	地番	全 面 積	台帳 実測又は見込 (平方メートル)	保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の目的	伐採種別	立木の伐採の方法	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	立木の伐採の限度
	男鹿市													
		船川港仁井山		滝沢										
				九五										
						七、六七一	〇・七六七一	〇・七六七一	土砂の崩壊の防備	(附属明細書のとおり)	主伐として伐採をすること	(附属明細書のとおり)	(附属明細書のとおり)	

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部水と緑の森づくり課及び秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施

の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年六月二十三日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備業務)
二 作業を行う地域

青山ゆたか後援会	青山 豊	青山 茂	横手市平和町十一番一号	平成二十一年五月二十八日
----------	------	------	-------------	--------------

秋選管告示第百三三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成二十一年五月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、
 同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年六月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	新	内	旧	容	届出年月日
自由民主党秋田県理容支部	村井治美	新	内	旧	容	平成二十一年五月十三日
自由民主党秋田県支部連合会	武田英文					平成二十一年五月十八日
自民党秋田県軍恩総支部	佐々木宏助					平成二十一年五月二十八日
	赤坂条治					

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	内	旧	容	届出年月日
川口ひろし後援会連合会	主たる事務所の所在地					平成二十一年五月一日
伊藤正春後援会	代表者	伊藤正春		八柳知三		平成二十一年五月十一日
秋田県理容政治連盟	会計責任者	村井治美		浅野日登志		平成二十一年五月十三日
秋田県農協政治連盟秋田しんせい支部	会計責任者	佐藤茂良		相庭直一		平成二十一年五月二十二日
秋田県商工政治連盟	代表者	村岡淑郎		菅原三朗		平成二十一年五月二十九日

秋選管告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年五月一日から同月三十一日まで

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
川原正幸後援会	佐藤 隆 昭	平成二十一年三月二十六日	平成二十一年五月七日
たけだ一俊後援会	蛇川 誠 夫	平成二十一年四月二十八日	平成二十一年五月十八日
加藤ながみつ後援会	佐藤 牧 夫	平成二十一年五月十一日	平成二十一年五月二十五日
木のまち再生プロジェクト	佐藤 牧 夫	平成二十一年五月十一日	平成二十一年五月二十五日

の間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年六月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

秋選管告示第百五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。
平成二十一年六月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
川原正幸後援会(平成21年分)	平成21年5月7日
たけだ一俊後援会(平成19、20、21年分)	平成21年5月18日
加藤ながみつ後援会(平成19、20、21年分)	平成21年5月25日
木のまち再生プロジェクト(平成19、20、21年分)	平成21年5月25日

秋選管告示第百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、報告書の要旨を次のとおり修正し、公表する。
平成二十一年六月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

平成20年秋選管告示第76号

報告書の要旨 自由民主党秋田県湯上市第一支部欄中

3,900,000	3,895,904	4,096	2,000,000	1,900,000	3.9
00,000	3,900,000	55,561	206,828	385,515	647,904
3,200,000	48,000	3,248,000	3,895,904	を	
3,900,000	3,896,727	3,273	2,000,000	1,900,000	3.9
00,000	3,900,000	55,561	207,651	385,515	648,727

秋選管告示第76号

報告書の要旨 秋田県建築設計事務所政経研究会欄中

3,200,000	48,000	3,248,000	3,896,727	に改め	
3,718,051	276,740	3,713,713	3,441,311	を	
8 4,338	108,740	108,740	48,000	120,000	168
000	276,740	を			
3,718,051	277,580	3,713,713	3,440,471	を	
8 4,338	109,580	109,580	48,000	120,000	168

秋田県建築設計事務所政経研究会欄中

平成20年秋選管告示第76号

報告書の要旨 秋田県建築設計事務所政経研究会欄中

3,200,000	48,000	3,248,000	3,896,727	に改め	
3,718,051	276,740	3,713,713	3,441,311	を	
8 4,338	108,740	108,740	48,000	120,000	168
000	276,740	を			
3,718,051	277,580	3,713,713	3,440,471	を	
8 4,338	109,580	109,580	48,000	120,000	168

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄